２　協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

３　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

第十九条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「学校」を「学校等」に改める。

第二十条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者に」に改め、「ため」の下に「、適宜、当該支援に係る研修の実施方法の見直しその他の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）

第二十条の二　国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。

第二十一条中「地方公共団体は」の下に「、医療的ケア児等及び重症心身障害者の保育、教育、労働その他の日常生活及び社会生活を支援するため」を加え、「医療的ケア児の支援のために必要な調査研究」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の日常生活及び社会生活の質の維持向上に資する技術の研究開発並びにそれらの成果の活用」に改め、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の数の把握、医療的ケア児等が医療的ケアを必要とする程度を判定するための基準の定期的な見直しその他の医療的ケア児等及び重症心身障害者の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（地域格差の是正のための検証等）

第二十二条　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他各地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、前項の検証の結果を踏まえ、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差を是正するため必要な措置を講ずるものとする。

附則第二条第二項中「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改め、同条第三項中「医療的ケア児が」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が」に改め、「適切な医療的ケア」の下に「その他の支援」を加え、「医療的ケア児に」を「それらの者に」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の規定による指定を受けている医療的ケア児支援センターは、この法律による改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（以下「新法」という。）第十四条第一項の規定による指定を受けた医療的ケア児等支援センターとみなす。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十八号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本方針（第九条―第十一条）
第三章　基本的施策（第十二条―第十七条）
第四章　副首都の指定等（第十八条―第二十条）
第五章　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（第二十一条―第三十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害（以下単に「大規模災害」という。）に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能の継続性が確保された国土の形成を図るための施策（以下「国家社会機能継続性確保施策」という。）に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散型経済圏の形成を通じた我が国経済の成長に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「国家社会機能」とは、我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能をいう。

２　この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第二条第一項に規定する東京圏をいう。以下この条及び第十四条第二項において同じ。）における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。

３　この法律において「首都中枢機能代替地域」とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域（東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域に限り、副首都の区域を除く。）をいう。

４　この法律において「副首都」とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県として、第十八条第一項の規定により指定された道府県をいう。

５　この法律において「多極分散型経済圏の形成」とは、人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、それぞれの圏域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土を形成することをいう。